

今月の
テーマ

年金制度が改正

先月号はそもそもテーマである年金制度改革の部分にはほぼ手付かずで終わってしまった。いつものパターンといえばそれまでだが、頭の中にあったことを伝えようと書き出したものの、それを伝えるためにはその部分だけでは伝えきれないということが判明してくる。そのまま突っ走ってしまうのもありだが、それでは生活知恵袋の意に反してしまうことになる。物事の解説というのは、その前後・周辺も含めないと、その真意が伝わらないことも少なくない。改正の部分を解説するのは容易いが、大切なのは改正によってもたらされる結果が「受給者それぞれにどんな影響を与えるのか」「自身の問題として置き換えた場合どう判断し、どう行動すべきか」を理解することであり、そこに辿り着かなければ、その情報は価値を持たないと言える。このような筆者の気まぐれと脱線は今に始まることでは無いが、今回の脱線は必然なのであり、これこそが「生活知恵袋」なのだ。言い訳に聞こえるかもしれないが…。

さて、本題に戻そう。皆さん、公的年金制度

の存在そのものをどう捉えているだろうか…?加入はしているものの、その“意義や暮らしにもたらす効果”を考えることはなかったという方もいるのではなかろうか。公的年金制度の存在そのものを否定される方もいるが、現実問題としてこの制度に代わる金融商品を私は知らないし、なんだかんだ言ってもリタイア後の生活を支える基本であることを信じて疑わない。もちろん、自身による資産運用で公的年金制度をしのぐパフォーマンスを出している猛者がいるのも事実で、それ自体を否定するものではないが、先月号で解説した保障面は無視できない特徴である。今回の改正も、公的年金制度のそもそも論としての存在を改めて考えていただきたい。公的年金への依存度は、生活環境や経済状況によって異なるとは思うが、老後経済の基本収入であることに変わりはないのではなかろうか。基本であるからこそ、その仕組み、受給金額、受給方法、そしてこの度の改正が将来的にどのような変化をもたらすのか、一緒に考えてみよう。

生活 知恵袋

生活に
何かと役立つ
連載コラム



齋藤 廣勝

(さいとう ひろかつ)

株式会社トータルライフサポート
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

改正の背景と目的

厚生労働省によると、今回の改正の背景として次の3点を挙げている。

- ①少子高齢化による現役世代人口の急速な減少
- ②現役世代に対する社会保障費負担の増大
- ③就労に対する価値観の多様化

具体的には、①日本は少子高齢化が進み、それにともなって現役世代人口が減少することにより、現役世代一人ひとりの社会保障費の負担が大きくなっていること。②健康寿命が伸びたことや女性の社会進出が進んでいることにより、「より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたり、多様な形で働くようになることが見込まれる」との考えから、こうした変化を年金制度に反映させる必要があること。③すべての世代の年金に対する不安や誤解を解消し、安定した年金制度を持続させることなどを理由としている。私からすると、これらのどれもが対症療法であり、少子高齢化の原因の根源を解消するものではないし、対症療法も必要であると同時に少子高齢化そのものが国民的議論になることを期待したい。

主な改正点

今回の年金制度改革法では、主に次の4つがポイントだ。

- ①「被用者保険の適用拡大」: 被用者保険とは、サラリーマンが加入する「厚生年金保険」や「健康保険」のことだが、今回は厚生年金の加入対象範囲を拡大。
- ②「在職中の年金受給の在り方の見

保険と暮らしの相談センター

あなたの保険は保険金・給付金の支払対象かもしれません!

相談は
無料です

お気軽にご相談ください。
株式会社トータルライフサポート
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
●営業時間／9:30~18:00(土・日・祝9:30~17:00)
●定休日／水曜日

TEL 018-827-7611
FAX 018-827-7610
<https://tls-akita.co.jp/>



詳細はホームページでもご覧いただけます。

直し」…年金を受給しながら働きつづける場合の、年金額の支給停止条件を緩和。

③「受給開始時期の選択肢の拡大」

・年金の受給開始時期は、現行では「60歳から70歳」までの間とされてきたが、改正後の範囲は「60歳から75歳」までに拡大。

④「確定拠出年金の加入可能要件の見直し」・企業型年金（企業型DC）の場合、加入可能年齢が65歳未満から70歳未満に変更。

個人型年金（i-DC）の場合、加入可能年齢が60歳未満から65歳未満に変更。

■被用者保険の適用拡大

サラリーマンなどが加入する厚生年金は、基礎年金に上乗せする形で報酬比例部分を受け取れるもので、老齢厚生年金だけでなく、障がい厚生年金、遺族厚生年金を受取れるなど、さまざまなものがある。

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上ある場合に受給できるが、厚生年金の場合も基礎年金の支給要件を満たしていない場合、加入期間が1ヶ月であれど、「掛金を納めた期間に相当する年金」が支給される。また、国民年金保険の掛金が全額自己負担であるのに対し、厚生年金の保険料は労使折半のため、本人負担は実質半分で済んでいることになる。実感はないかもしれないが、事業主も本働き手の労働市場への参入を阻害しない。将来の受給額が増える人と同額を負担しているため、お得意な掛け金と書いていい。加入者にとっては将来の受給額が増えるため歓迎すべきだが、事業主側の負担が増えるため中小零細の事業者にとっては頭の痛い事の一つでもある。現

行法での加入対象は、週の所定労働時間が30時間未満の短時間労働者（パート）などは除かれていたが、今回の中止により、加入条件を満たさなかつた人へも拡大される。短時間労働者を適用対象とするべき事業所の規模要件は、現行では従業員数50人以上とされていたが、段階的に引き下げられ、「2022年10月には101人以上の企業」に、「2024年10月には51人以上の企業」も対象となる。なお、適用拡大の対象となるのは、次の要件をすべて満たした場合であることも知っておきたい。

- 1 週所定労働時間が20時間以上であること
- 2 月額賃金が8・8万円以上であること
- 3 2ヶ月を超える雇用の見込みがあること
- 4 学生ではないこと

険への加入は、フルタイムや正社員との壁が下がることになるし、人手不足と言われる昨今にあって、新たな働き方、新たな就業者が流入することも期待したいものだ。また、加入する労働者にとっては、負担する保険料は「健康保険・厚生年金」とも事業主と折半することができると、将来の年金給付も手厚くなるし、将来の年金給付も手厚くなる。

り、健康保険の傷病手当金等の保障も加わるなどの効果を期待できるというものだ。一方、懸念が無い訳でもない。先にも書いたように、企業側にとっては負担が増えるため、雇用条件等を対象外となるよう制限をかけたりすることがあるかもしれません。影響が無ければいいのだが……。この様に、短時間労働者の使用者保険への適用拡大は、良くも悪くも今後の働き方に大きな影響をもたらすことになるだろう……。

■在職老齢年金の改正

も少なからずいた。少子高齢化が急速に進み、企業側は雇用の確保に躍起になっているが、慢性的とも言え手不足と言われる昨今にあって、新規雇用者には、現行では従業員数50人以上とされていたが、段階的に引き下げられ、「2022年10月には101人以上の企業」に、「2024年10月には51人以上の企業」も対象となる。なお、適用拡大の対象となるのは、次の要件をすべて満たした場合であることも知っておきたい。

■在職中の年金受給の在り方の見直し

課題・問題の多かった「在職老齢年金」が、2022年4月より改正になった。これまでのよう「働けば」老齢厚生年金が減らされるから働かない」という風潮を払拭するため、高齢者が長く働くよう制度へと改正された訳だがその実は如何に……確かに、これまでと比べて支給停止額は大幅に緩和され、一定の条件下では「働くほどに「老齢厚生年金」が増える」という年金制度へと改正されたと言つて良いのかもしない。新しい制度では、60歳以降に働いても年金が減額されることなく稼げる一方、将来の受給金額は働けば働くほどに年金が増えていくことになる。ただし、会社としては働き手をどう受け入れていくのか、働き方・賃金・パート等の社会保険の加入拡大による負担を含めた対策が必要となってくるため、この度の改正で雇用環境が改善され、働き手が一挙に増えるのは想定外だった。この壁があるのだ。そもそも、在職老齢年金とは何者なのかを考えてみよう。端的にいえば、60歳以降に在職厚生年金保険に入らなければ、老齢厚生年金を「在職老齢年金」といって年金額の一部を支給される必要があった。この壁があることによって就業時間を制限することにつながり、ある意味で優秀な働き手の労働市場への参入を阻害していたのかもしれない。しかし、今回の改正後には、結果的に130万円よりも低い基準で被用者保険（健康保険・厚生年金）に加入することになる。短時間労働者の社会保

扶養に入っている方（国民年金第3号被保険者、健康保険被扶養者）が年収130万円（130万の壁）を超えた場合には、原則的に扶養を外れるため、配偶者自らが国民年金・国民健康保険に入り、保険料を負担する必要があった。この壁があることによって就業時間を制限することにつながり、ある意味で優秀な働き手の労働市場への参入を阻害していたのかもしれない。しかし、今回の改正後には、結果的に130万円よりも低い基準で被用者保険（健康保険・厚生年金）に加入することになる。短時間労働者の社会保

■来月号は

在職老齢年金の具体的な改正点

を解説します。